

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	平成31年1月7日(月) 午前9時30分～午前10時42分							
②	会 場	大洲市役所 2階大ホール							
③	出席委員								
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	長岡誠一	4	尾山満則		
5	西岡輝治	6	台越正洋	7	菊池啓二	8	森岡芳文		
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	上田健司	12	川本由紀美		
13	矢野正祥	14	山首憲市	15	沖田辰夫	16	宮浦実		
17	石岡猶一	18	中岡京子	19	池田雄一	20			
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	水本福泉	24	池浦萬里子		
25	丸井幸造	26	山本多喜男	27	垣見正志	28	西内清信		
29	大本昭裕	30	武知明	31		32	中本祐市		
33	坂幹幸	34	久保壽男	35	淺野誠司	36	往見康範		
37	菊地久美子	38	有友章治	39	請田竹男				
④	欠席委員	20	森永茂史	31	城本豊子				
⑤	遅刻委員								
⑥	事 務 局	吉岡事務局長		是澤次長		沖田専門員(農地)			
		都築専門員(農政)		土居書記(農地)					
⑦	農 林 水 産 課	三好課長補佐		松田主事					
⑧	会 議 の 内 容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について							
		議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について							
		議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について							
		議案第4号 農地転用事業計画変更申請について							
		議案第5号 非農地証明について							
		議案第6号 農用地利用集積計画の決定について							

事務局（局長） 只今から平成31年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。開会に当たり、宮浦会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 （会長挨拶）

事務局（局長） 只今から議案審議に移らせていただきます。会議規則第3条によりまして、宮浦会長に議事の進行をお願いいたします。

議長（会長） これより本日の会議を開きます。
出席委員は農業委員19名中17名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。
本日、20番 森永茂史委員、31番 城本豊子委員より欠席の報告を受けております。
本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。
まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員に、2番 吉岡きみ子委員と、3番 長岡誠一委員を指名いたします。
次に、日程第2、書記の指名を行います。
本日の会議の書記に事務局の土居書記を指名いたします。
それでは、日程第3、議案審議に入ります。

議長（会長） まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係） 失礼いたします。
議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明します。
議案書1ページをご覧ください。
1番、北只の土地、田2筆・747㎡、畑2筆・1,331㎡は売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻及び野菜等の栽培を行います。
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。
2番、富士の土地、樹園地3筆・計2,567㎡も売買による所有権移転です。
所有権移転後は、栗を中心とした果樹の栽培を行います。
農業は、譲受人本人が年間を通して従事します。
3番、新谷の土地、畑1筆・346㎡も売買による所有権移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。
4番、同じく新谷の土地、田1筆・941㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き水稻の栽培を行います。
農業は、譲受人及び父母が年間を通して従事します。
5番、手成の土地、畑1筆・1,795㎡も売買による所有権の移転です。
所有権移転後も、引き続き野菜の栽培を行います。
農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

続きまして、2ページです。

6番、上須戒の土地、畑3筆・計1,064㎡は贈与による所有権の移転です。

所有権移転後は野菜等の栽培を行います。

農業は、譲受人夫婦が年間を通して従事します。

以上、6件のご審議をよろしく申し上げます。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告をうけたいと思います。1番。

9番

失礼いたします。

1番案件について、ご説明いたします。議案説明資料1ページをご覧ください。

当案件は、経営規模の拡大を図るために農地を売買により取得しようとするものです。譲受人は第12回定例総会において基盤法により新規で営農を開始しており、今回は売買の案件が出てきました。

申請地は、南久米公民館付近に位置する田2筆と、そこから北東に約2.8kmにある畑2筆になりますが、現在も良好に管理されています。

譲渡人は市外に在住しており、農業ができないことから売りたいとの意向があり、今回の申請に至っております。

申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて、2番。

11番

失礼いたします。

2番案件について、ご説明いたします。議案説明資料2ページをご覧ください。

2番案件は、売買による所有権移転です。

申請地につきましては菅田公民館の西約1.2kmある県営富士団地内にある樹園地3筆になります。現在は桑畑として遊休化しつつありますが、伐採を行い、今後樹園地として整備を行っていくとのことです。

譲受人は実の父とともに農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項は無いことから今後の管理についても不安はありません。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

続いて、3番、4番は関連案件ですのでお願いいたします。

19番

失礼いたします。

3番、4番案件については関連案件でありますので、併せて説明いたします。議案説明資料3ページ及び4ページを参考にしてください。

この2つの案件につきましては、売り主が同じ方になります。譲渡人が体調を崩されたため農業の規模を縮小するにあたり、農地の売却を行うものです。

申請地は、新谷公民館の西約1.2kmに位置しており、現在も良好に管理されております。

譲受人はそれぞれ家族で年間を通して農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

以上、2件の申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

はい。続いて、5番。

22番

5番案件について、ご説明いたします。議案説明資料5ページをご覧ください。

5番案件は、売買による所有権移転です。

申請地につきましては八多喜公民館の北東約700mにある申請者の住宅付近にある畑1筆になります。以前は遊休化しておりましたが、除草・雑木の伐採等を行い、良好な状況になりつつあります。今後は野菜を中心に栽培する計画になっています。

譲受人は、妻及び自宅付近に自宅を建築する長男夫婦とともに農業に従事しており、耕作管理に関する問題は生じておりません。

調査結果につきましては、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから今後の管理についても不安はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

続いて、6番。

23番

6番案件について、ご説明いたします。議案説明資料6ページを参考にしてください。

6番案件は、当案件は、県外在住の譲受人が農業経営を行えないため、地元の有志に農地を譲りたいとの意向により贈与するものです。

申請地は、元の上須戒小学校の付近に位置する畑3筆になります。一部は隣接する山林より竹が侵入してきていますが、今後は竹を管理し、筍の収穫も計画されています。残りの畑については野菜を栽培されており、良好に管理されておりました。

譲受人は夫婦で年間を通して農業に従事しており、これまでに耕作管理に関する問題は生じておりません。

その他、申請書類等の内容を確認いたしました結果は、議案説明資料に記載のとおりで、農地法第3条第2項の第1号関係から第7号関係までの規定に該当する事項はないことから、特に問題はないものと思われま

す。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありますか。

委員

(質疑なし)

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農地係）

失礼いたします。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。

議案書3ページ、ならびに別紙「議案説明資料」の7ページから16ページを併せてご覧ください。

1番、新谷の土地1筆です。

申請人は酒店を営んでいるが店の経営が忙しく、耕作管理が十分にできないことから、国道からの利便性も良い申請地を、需要の見込める駐車場に造成して賃貸しようとするものです。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）が定められている区域内に位置する農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料7ページのご確認をお願いいたします。

2番、肱川町宇和川の土地3筆です。

平成26年3月から太陽光発電施設を設置し事業を行っていたが、平成30年7月豪雨により施設が全壊となったため、同地区内の申請地に移動し同施設を新設しようとするものです。

農地区分は、大洲市の中心部から東南東に約10kmのところのところに位置し、付近には公共施設等がなく、また、中山間地域等に存在する農業投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料12ページのご確認をお願いいたします。

以上、2件です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

19番

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の7ページから11ページをお開きください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、第3種農地ですので、問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、資力及び信用につきましては、自己資金で行いますし、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと思われまます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、説明資料の7ページの地番地目図をご覧くださいと思いますが、申請地は国道と市道

に挟まれ、周辺も宅地や雑種地となっており、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当とでであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

はい。続いて、2番。

33番

失礼します。

2番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の12ページから16ページをご覧ください。

まず、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては、説明資料記載のとおり問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、土地造成を自己資金にて行い、施設の設置に係る費用は災害補償に基づき行われるとのことですので、特に問題ないものと思われ、また、転用面積の妥当性につきましても、問題ないと考えます。

第4号の「周辺農地等への影響」につきましては、周辺の耕作地に支障を与えないよう周囲にフェンスを設置することですし、施設設置による影響はほとんどないものと思われ、問題ないと考えます。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当とでであると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はございますか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、**議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

失礼いたします。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

議案書4ページ並びに別紙「議案説明資料」の17ページから34ページまでを併せてご覧ください。

1番、若宮の土地、254㎡の案件は、現在、申請地の隣接地に居住しているが、老朽化しておりかつ手狭であることから、両親等と同居する住宅を新築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第

一種住居地域)内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。したがって立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

2番、新谷の土地、450㎡の案件は、当社は土木工事業を行っておりますが、大規模な公共事業を受注したことから、現場近くに資材置場を確保するため、申請地を一時的に賃貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農用地区域内農地であります。農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定(一時転用)に該当することから立地基準には適合しており、一般基準について審議をお願いいたします。

3番、新谷の土地、57㎡の案件は、現在、賃貸住宅に居住しているが、子供ができ今後手狭となってくることや妻の職場復帰に伴い両親の手助けを得ながら子育てでき、将来の両親の介護にも有利なことから、両親宅の隣接地に住宅を新築するため、申請地を父より使用貸借しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

4番、手成の土地、495㎡の案件は、現在、借家に居住しているが、手狭で不便なことから、実家近くに住宅を新築するため、申請地を売買により取得しようとするものでございます。

農地区分は、農地の一定規模以上の集団性や公共施設等も近づくなく、生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しております。したがって、立地基準の代替性と、一般基準を中心に審議をお願いいたします。

なお、本案件は昨年第9回定例総会にて、農業振興地域内農地からの除外案件としてご審議いただいたものでございます。

以上、4件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

2番

失礼します。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の17ページから20ページを参考にしてください。

申請地は、19ページの位置図のとおり、大洲市文化研修センターの東南東約40mに位置する農地です。

まず立地基準ですが、事務局説明のとおり、第3種農地ですので問題ないと思われま。

次に一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自己資金と親からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、20ページの地番地目図のとおり南側に農地が残りますが、譲渡人の所有地ですので、特に問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）

続いて、2番。

19番

失礼します。

それでは2番案件の調査結果をご報告いたします。

大規模な公共事業を受注したことから、現場近くに資材置場を確保するため、申請地を一時的に賃貸借しようとするものです。

議案説明資料の21ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、23ページの位置図のとおり、十夜ヶ橋の東北東約250mに位置する農地です。

まず立地基準は、農用地区域内農地ではありますが、事務局説明のとおり一時転用であることから、また第2号の「代替性要件」につきましては、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第、自社が所有する機械等にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、24ページの地番地目図のとおり周囲に農地がありますが、資材置場等として工事期間中の一時的な利用となることから、特に問題は生じないものと思われま

す。さらに第5号第6号のその他一時転用の妥当性等ですが、所有権の移転を目的としたものではなく、公共事業（大規模な配水管敷設替え工事）施工のため一時的に利用し、その後は畑に復元し返却する誓約書が提出されていることから、問題ないものと思われま

す。よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

続いて、3番。

18番

失礼いたします。

それでは3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の27ページから30ページを参考にしてください。

申請地は、28、29ページの位置図のとおり、小貝集会所の南約180mに存する農地です。

まず立地基準である第2号の「代替性要件」ですが、報告書記載のとおりであり、特に問題はないものと思われま

す。次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可があり次第自己資金と金融機関からの融資にて着工したいとのことですので、問題ないものと思われま

す。また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、30ページの地番地目図のとおり北側に農地がありますが、譲渡人の所有地であり、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

はい。続いて4番。

22番

失礼いたします。

それでは4番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の31ページから34ページを参考にしてください。

申請地は、32、33ページの位置図のようにJR八多喜駅から北東に1.3kmほどのところに位置する農地です。

本案件は、事務局説明のとおり昨年第9回定例総会にて、農振農用地からの除外案件としてご審議いただいたものであり、その時と状況は変わっておりませんので、特に問題ないものと思われま

す。よって、本件は農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（会長）

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案を申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に議案第4号『農地転用事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局
（専門員兼農政係）

失礼いたします。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」ご説明申し上げます。

当該議案は、1番が4条案件、2番が5条案件になりますので、私からは1番についてご説明いたします。

議案書5ページ、並びに別紙「議案説明資料」の35ページから38ページを併せてご覧ください。

1番、菅田町菅田の土地1筆、156㎡の案件は、平成30年の第10回定例総会にて審議され、同月31日付けで許可になっていた案件でございます。

当初計画されていた自己住宅から、農業用倉庫と露天駐車場に変更をしようとするものでございます。

農地区分は、概ね300m以内に大洲道路の富士ICが存する区域内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。

立地基準及び一般基準の各審査項目につきましては、別紙「議案説明資料」の35ページをご確認いただければと思います。

ご審議をよろしく願いいたします。

事務局（次長）

続きまして、5条に係る計画変更申請についてご説明申し上げます。

議案書、並びに別紙「議案説明資料」の39ページから43ページまでを併せてご覧ください。

2番、徳森の土地、434㎡の案件は、承継人の現住宅が、地滑り等の影響で危険を伴うことから計画を変更して自己住宅を建築しようとする

るものでございます。

農地区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（準工業地域）内にある農地であることから、第3種農地と判断しております。従いまして、立地基準には適合しており、一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本案件は、昭和55年11月に転用が許可されていた案件を計画変更して実施しようとするものでございます。

以上、2件でございます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

11番

失礼します。

1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。

説明資料の35ページから38ページを参考にしてください。

本件は、事務局報告のとおり、昨年10月に転用が許可されていた案件でございます。

当初は、申請地に平成30年7月豪雨災害で使用できなくなった自己住宅を建築する計画でした。

しかしその後、住宅の取り壊しを市の負担で行えることになったことや、仮設住宅に入居できたことなどから、敷地に余裕のなかった当初計画を中止し、元の場所で住宅を建築することとし、申請地については農業用倉庫と露天駐車場の設置に計画変更しようとするものです。

立地基準につきましては、当初計画から変更はなく第3種農地であり、また、一般基準につきましても、昨年10月の定例総会でご説明しましたように、すでに造成をされており、計画変更は止むを得ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

6番

失礼いたします。

それでは1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の39ページから43ページを参考にしてください。

申請地は、40、41ページの位置図のとおり、中山東集会所の東約200mに位置する農地です。

本件は事務局報告のとおり、昭和55年11月に転用が許可されていた案件です。

変更内容は、亡き父親が現申請者の自己住宅を建築するため、転用許可を得て造成したものの病気となり住宅建築が頓挫していたところ、現住宅の敷地が地滑りの影響で地盤にずれが生じ危険が伴うため、当初計画の建築面積等を変更し自己住宅を建築しようとするものです。

立地基準・一般基準ともに議案説明資料に記載のとおり、問題ないものと思われま。

よって、本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。ありがとうございました。只今の議案第4号につきましては、

農地法4条と5条に関するものがありますので、よろしくお願ひします。

只今、地元委員さんからの報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員 (質疑なし)

議長(会長) 特に、ご質疑も無いようですので、本案を申請のとおり変更承認相当として送付することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長(会長) ご異議無いものと認め、本案は申請のとおり変更承認相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第5号『非農地証明について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(次長)

失礼いたします。

議案第5号「非農地証明について」ご説明申し上げます。

議案書6ページ、並びに別紙「議案説明資料」の44ページから55ページまでを併せてご覧ください。

1番、五郎の土地、69㎡の案件は、農地法施行(昭和27年10月21日)前から非農地ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、申請人が物心ついた(昭和初期)頃から農耕用の牛馬を飼育するための畜舎が建築されており、農地として利用されていなかった。その後建て替えはあったものの、農地として利用されたことはないとのことでございます。

2番、菅田町宇津の土地、2筆、3,772㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地は、祖母が平成7年4月頃まで耕作管理していたが、骨折入院以降は耕作放棄したため、草木が繁茂し復旧が著しく困難となったとのことでございます。

3番、上須戒の土地、2筆、551㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が著しく困難及び転用(植林に限る:20年以上経過)し、復旧が著しく困難ということで申請があったものでございます。

申し出によりますと、申請地(上段)は、父の死後昭和55年頃に杉・桧を植林したため、また申請地(下段)は、父の死後昭和55年頃から耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となったとのことでございます。

以上、3件、5筆、4,392㎡でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1番。

4番

失礼いたします。

それでは、1番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の44ページから47ページを参考にしてください。

申請地は、45、46ページの位置図のように肱北公民館五郎分館の北約200mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は申請人が物心ついた（昭和初期）頃から農耕用の牛馬を飼育するための畜舎が建築されており、農地として利用されていなかった、との申し出です。

申請人の申立、近隣者の証言、米軍による昭和22年撮影の航空写真等を総合的に検証、判断すると、本件土地は法施行前から宅地として利用され、現在に至っているものと認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

続いて、2番。

12番

失礼します。

それでは、2番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の48ページから51ページを参考にしてください。

申請地は、50ページの位置図のように宇津公民館の南約320mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は祖母が平成7年4月頃まで耕作管理していたが、骨折入院以降は耕作放棄したため、草木が繁茂し復旧が著しく困難となった、との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況は写真のとおりなので、少なくとも20年以上耕作放棄しているものと推察することができ、農地への復旧には、開墾と同程度の労力が必要であると考えられ、復旧は著しく困難と認められました。

なお、一部耕作可能と思われる部分も見受けられましたが、隣接住人が鳥獣害防止のため、やむなく草刈り等の管理をさせてもらっているとのことであり、またその部分は全体からするとごく小面積であることから、問題ないものと判断いたしました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

はい。それでは、3番。

23番

失礼します。

それでは、3番案件の調査結果を報告いたします。

議案説明資料の52ページから55ページを参考にしてください。

申請地は、54ページの位置図のように大洲市上須戒ふれあい広場の東南東約300mに位置する農地です。

申請によりますと、申請地は父の死後昭和55年頃に杉、桧を植林し、それ以降は耕作放棄したため、樹木等が成長し復旧が著しく困難となった、との申し出です。

申請者の申立、現地調査による樹木等の生育状況から、植林や耕作放棄後少なくとも20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には、現場の状況から開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから、復旧は著しく困難と認められました。

よって、本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (会長) 只今、地元委員さんから報告がありましたが、何かご質疑はありませ
んか。

委 員 (質疑なし)

議 長 (会長) 特に、ご質疑も無いようですので、この証明願の土地については非農
地と判断し、証明書を交付することに、ご異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 (会長) ご異議ないものと認め、この証明願の土地については非農地と判断し、
証明書を交付することに決定いたしました。
次に、議案第6号『農用地利用集積計画』を議題といたします。
本件につきましては、池田幸二委員に関する事項が含まれていますの
で、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、池田委員の退席
を求めます。
事務局の説明を求めます。

事務局 (専門員兼農政係) 失礼いたします。
議案第6号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明します。
議案書の7ページをご覧ください。
1、2、3番 新たに農地を借り受け、水稲を栽培するため、賃借権
を5年間設定しようとするものです。
8ページです。
4番 新たに農地を借り受け、野菜苗を栽培するため、賃借権を10
年間設定しようとするものです。
5番 新たに農地を借り受け、野菜苗を栽培するため、賃借権を5年
間設定しようとするものです。
6番及び7番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、使用貸
借権を10年間設定しようとするものです。
8番 引き続き、水稲を栽培するため、使用賃借権を10年間設定し
ようとするものです。
9ページです。
9番、10番、11番 引き続き、水稲を栽培するため、賃借権を5
年間設定しようとするものです。
12番 引き続き、野菜を栽培するため、賃借権を5年間設定しよ
うとするものです。
10ページです。
13番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃借権を3年
間設定しようとするものです。
14番及び15番 新たに農地を借り受け、野菜を栽培するため、賃
借権を10年間設定しようとするものです。
16番 新たに農地を借り受け、果樹を栽培するため、使用賃借権を
5年間設定しようとするものです。
17番から22番まで、新たに農地を借り受け、水稲を栽培するため、
賃借権を7年間設定しようとするものです。
以上、利用権設定・件筆数、22件・34筆、利用権設定総面積、3
8,881㎡。
いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たして

いるものと思われます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） 只今事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

委員 (質疑なし)

議長（会長） 特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長（会長） ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは、池田委員の入場を許可いたします。
以上で、本日の定例総会に提案いたしました議案の全ての審議が終了しましたので、議事を閉じることいたします。

